

だい 第 3 次 じ

や お し 八尾市 じん 人 けん 権 きょうい く 教育 ・ けいはつ 啓発 フォラン

～まちづくり ひと 人にやさしく ひと 人がやさしく～

がい よう ばん 【概要版】



れいわ ねん がつ 2026(令和8)年3月
やおし 八尾市

ひょうし え じんけんけいはつ もよお
表紙絵のデザインには、人権啓発の催しである「ひゅーまんフェスタ」の
マスコットキャラクター「ひゅーペン」を用いております。

「ひゅーペン」は地球に生きるすべての人の人権をまもるために、
「じんけんたいじに星」からやってきました。

2011(平成23)年の「ひゅーまんフェスタ 10周年」を記念して、
「ひゅーまんフェスタ」をもっと身近に感じていただき、
人権を大切にする（人を大切にする）ことを広く伝えていくため、
公募によって生まれました。



じんけん 人権とは

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」、「全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。」としています。

じんけんきょういく けいはつ 人権教育・啓発とは

学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人びとも大切な存在として理解し、人間としての尊厳が守られた社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです。

また、人権について単に知識として知るだけでなく具体的な態度や行動に現れるように、手段・方法を重視した取り組みを通じて、日常生活の中で自然に人権が守られた社会を実現していくために、市民と行政が協働して創造していく活動です。

けいかく いち 計画の位置づけ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づいて策定しています。

また、「八尾市第6次総合計画」に基づき推進するとともに、各分野の個別計画においても、人権教育・啓発に関わる取り組みを進め、本計画と連携しながら一体的に実施します。

けいかく もくひょうねんじ 計画の目標年次

2035(令和17)年度

このプランのめざすもの(基本理念)^{きほんりねん}

まちづくり ^{ひと} 人に

^{ゆた} ^{じんけんぶんか} ^み
豊かな人権文化に満ちた

^{ひと}
人は一人^{ひとり}で生きているわけではありません。家庭^{かてい}や地域^{ちいき}、学校^{がっこう}や職場^{しょくば}といったように、さまざまな社会^{しゃかい}を構成^{こうせい}して暮らしています。差別^{さべつ}や偏見^{へんけん}があれば、よい社会^{しゃかい}はつくれません。

^{じんけん}
さまざまな人権

^{けい} ^お
刑を終えて
^{しゅつしよ} ^{ひと}
出所した人

^{せいてき}
性的マイノリティ

^{じよせい}
女性

^{がいこくじん}
外国人

^{はんざいひがいしゃとう}
犯罪被害者等

^{こうれいしゃ}
高齢者

^{とくてい} ^{しつかん} ^{ひと}
特定の疾患がある人

やさしく ^{ひと} 人がやさしく

^{じんけん} ^{そんちょう}
「人権を尊重するまちづくり」

^{じん}
人権教育・啓発を、まち
づくりや ^{ちいき} 地域における
^{きょういっかつどう} ^{しよくぼかんきょう}
教育活動、職場環境づく
りの ^{きそ} 基礎として ^と 取り組んで
いきましょう。

^{ひとびと}
アイヌの人々

^{しょう} ^{しゃ}
障がい者

^{じょう}
インターネット上の
^{じんけん}
人権

^{ひとびと}
ホームレスの人々

^{きたちょうせんとうきょく}
北朝鮮当局によって
^{らち} ^{ひがいしゃとう}
拉致された被害者等

こども

^{ぶらくさべつ} ^{どうわもんだい}
部落差別(同和問題)

大切にしたい視点

人権教育・啓発を進めるうえで大切にしたい視点を、親しみやすく、人権をより身近に感じてもらえる標語形式で、以下の9項目に整理しました。

視点1 一人ひとりが持つ権利

人権は、人間として生きていくうえで欠かせないあらゆる権利を意味します。その権利を知らないでいると、自らが不利益を受けるだけでなく、他の人の願いを軽んじることにもなります。人権教育・啓発では人が持つ権利を伝え、一人ひとりの願いを実現していける「力」にしていきます。

視点2 日常のいつでもどこでも人権を

人は、生涯にわたって人権教育・啓発を学び続ける必要があります。こどもから高齢者まであらゆる人が、デジタル空間を含むあらゆる生活領域で人権教育を受けられるしくみが必要です。

視点3 大切に一人ひとりがちがうこと

人には、性別や年齢、身体的特徴、人種や民族、出身地や国籍、思想や信条などさまざまな違いがあります。こうした「違い」が「差別」につながらないように、人権教育・啓発では、複数の属性が重なることによって、より深刻な差別が生じうることを理解し、一人ひとりの個性が尊重され、ともに生活できる社会をめざすことの大切さを学びます。

視点4 当事者の声から学び反映し

人権は、人間らしさを求める声から生まれてきたといえます。人権教育・啓発では、人権課題の当事者の体験や願いから学ぶことを大切にし、共感から連帯を育むことによって、人権課題の当事者の主体的な社会参加を支援し、その経験や意見を施策に反映させていきます。

してん
視点5

まな
学ぶのは
さんかたいけん きょうどう
参加体験 協働で

じんけん まな く なか い
人権の学びは、暮らしの中で活かされな
ければ意味がありません。人権を尊重す
る社会の実現は、多くの人びとの心が
け・働きかけや努力によって実現してい
きます。

じんけんきょういく まな て しゅたい
人権教育では、学び手が主体となった、
さんか たいけん きょうどう もと がくしゅうほうほう
参加と体験と協働に基づく学習方法の
すいしん はか
推進を図っていきます。

してん
視点6

ほしょう
保障する
ひと がくしゅうけん
すべての人の 学習権

がくしゅうけん じぶん かがや のうりよく かいが
学習権は、自分らしく輝き、能力を開花
させ、人生において自己実現していくため
の 礎 となるものです。生活上の必要な
じょうほう え じぶん けんり りえき まも
情報を得たり、自分の権利や利益を守る
ため、読み書きを学ぶ機会の保障と支援
をおこなうことや、自らが誇りを持てる
ように、出身の文化を学ぶことも、人権
きょういく
教育です。

してん
視点7

こどもたち
さんか さんかく
参加・参画 だいじだね

こどももおとなと同じ一人の人間であり、
けんり しゅたいしゃ も けんり
権利の主体者です。こどもが持つ権利を
つた かんが みみ かたむ じぶん
伝え、こどもの考えに耳を傾け、自分た
ちの教育に参加と参画を保障することが
たいせつ
大切です。

してん
視点8

けいかく
計画を
つた たいせつ
伝えること 大切に

けいかく しみん ひとり つた
計画を市民の一人ひとりに伝えていくこ
とも じんけんきょういく けいはつ がくしゅうきかい
も人権教育・啓発です。学習機会の
じょうほう ひとり なや
情報のみならず、一人で悩まずにすむよ
うに、そうだんきかん じょうほう つた
相談機関などの情報を伝えていく
ことも じんけんきょういく けいはつ
も人権教育・啓発です。

してん
視点9

じんけん
人権を すすめていくのも しみんしゅたい
市民主体

けいかく ぐたいか しみん かんが と く しみん じはつてき じんけんきょういく
計画の具体化も、市民とともに考え取り組んでいきます。市民による自発的な人権教育・
けいはつかつどう しえん しみん かつやく かんが
啓発活動を支援し、市民が活躍できるしくみを考えていきます。

もく びょう 目 標

第2次計画の課題及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」における課題を踏まえ、3つの目標を設定しました。

もくひょう 目標 1

デジタル社会に対応した 人権意識の醸成と情報発信の強化

- 一人ひとりが情報を見極める力を持ち、健全なコミュニケーションを通じて人権を尊重する意識を醸成します。
- インターネット上での人権侵害に対して、適切な対応ができる人材を育成し、被害を未然に防ぎ、迅速に解決できる社会をめざします。
- デジタル技術を積極的に活用し、多様な媒体を通じて人権に関する正確かつ役立つ情報を発信し、若年層から高齢者まで幅広い年齢層への働きかけを強化します。



もくひょう 目標 2

多様性を尊重する 社会の実現と複合差別の解消

- あらゆる人々がその多様性を尊重され、自分らしく生きられるインクルーシブな社会を実現します。
- 複合差別の存在を認識し、その解消に向けた相談体制の充実を図り、具体的な取り組みを推進します。
- 一人ひとりが多様な文化や価値観を理解し、共生社会の担い手として行動できるようにします。
- マイノリティや複合的な困難を抱える人々が、生まれながらに持つ可能性を制約されることなく社会に参画し、個性や能力を活かして自己実現を図ることができる社会をめざします。



もくひょう 目標 3

地域・職場・学校における 人権教育・啓発の推進と連携強化

- 地域・職場・学校が密接に連携し、それぞれの特性を活かした継続的かつ効果的な人権教育・啓発を展開します。
- 各主体が人権に関する専門知識やノウハウを共有し、質の高い人権教育・啓発を提供します。
- 人権教育・啓発の担い手が育成され、地域全体で人権意識を高める人権活動を行います。



あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等での取り組み

(1) 就学前における人権教育の推進

認定こども園等、すべての就学前の子どもたちが遊びや体験、自然や人とのふれあいなど、さまざまな体験をしていくことにより、豊かな心を養い、また、他の乳幼児との関わりの中で、自分を大切にしている感情や他の人への思いやり、多様性(ダイバーシティ)を認め合う気持ちなど、社会生活上のルールやマナーを身につけることが重要です。そのため、友だちを大切にしている心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。

(2) 学校における人権教育の推進

学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることが大切であり、すべてのこどもの自己実現をめざす人権教育を推進します。

(3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進

市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進します。さらに、すべてのこどもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、市長部局と教育委員会が連携し、いじめからこどもを守るための取り組みを推進します。

(4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進

認定こども園等、すべての就学前施設において、研修等を通じて人権についての知識や理解を深め、豊かな人権意識を醸成するなど、職員の資質の向上に努めます。学校においては、教職員がより一層豊かな人権感覚や感性を身につけるとともに、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上を図ることができる人権研修の実施に努めます。

2 職場での取り組み

(1) 企業等における人権啓発の推進

公正な採用選考の実施、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障がい者の雇用促進、あらゆるハラスメントの防止等、多様性(ダイバーシティ)を認めあい、人権の視点を持った企業活動の推進を図る手法の検討に努めます。加えて情報収集・提供等の支援を進めます。

(2) 特定職業従事者に対する人権啓発の推進

市職員等に対して、幅広い内容の人権研修をカリキュラムに取り入れるなど、研修の充実を図ります。虐待やDVなどといった人権侵害を発見しやすい立場にある福祉関係者や保健・医療従事者、消防職員への人権意識の高揚に向けた研修機会の充実にも努めます。

3 地域での取り組み

(1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

地域活動の場を活用し、地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発を推進します。また、地域、家庭、学校・認定こども園等が連携できるしくみづくりを進め、こどもも大人も地域で学ぶ人権教育・啓発を進めます。さらに、地域においては、こどものいじめを見逃さないために、いじめを見かけたときは、学校へ通報する等、こどもに寄り添った適切な対応に努めます。

(2) 家庭における人権教育・啓発の支援

保護者に対するサポート体制を充実させるため、保護者が気軽に相談し、助言を得ることができるように、こども総合支援センターほっぷと教育センターを中心とした相談窓口の一層の充実を図るとともに、認定こども園等の相談機関としての機能の充実にも努めます。また、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深める機会を設けるとともに、児童虐待防止やいじめ防止に向けた教育・啓発に努めます。

(1) 相談体制の充実

- ・相談体制・機能の強化
- ・相談しやすい環境づくり
- ・多様な相談内容への対応
- ・専門的・継続的な支援の充実

(2) 相互理解と交流の推進

- ・地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進
- ・多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進
- ・権利としての人権教育の支援
- ・多文化共生と国際交流の推進

1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実

(3) 人権教育・啓発活動の充実

- ・総合的な情報提供の推進
- ・市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発
- ・指導者の育成

(4) 市民や各種団体等との協働・連携

- ・市民との協働
- ・各種団体等との連携
- ・国・大阪府・他の市町村との連携
- ・庁内推進体制の充実

2. 進行管理と評価の実施

(1) 定期的な調査・効果測定の実施

(2) 進行管理と評価の充実

だい じ や お し じんけんきょういく けいはつ
第3次八尾市人権教育・啓発プラン
～まちづくり ひと にやさしく ひと がやさしく～
がいようばん
【概要版】

れいわ ねん がつはっこう
2026(令和8)年3月発行

へんしゅう はっこう や お し じんけん ぶ じんけんせいさくか
編集・発行：八尾市人権ふれあい部人権政策課

や お し ほんまちいつちようめ ほん ごう
〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

T E L 072-924-3830

F A X 072-924-0175

E-mail jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

かんこうぶつばんごう
刊行物番号 R7 - 210

